

新市建設計画 とは？

2 市 2 町（旧西条市、旧東予市、旧丹原町、旧小松町）の合併後の新市を建設していくための基本方針として、平成 16 年 1 月に策定されたものです。

✓ 計画策定の背景

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づき策定され、本計画に掲載されている事業は、合併特例債を活用することが可能となります。

また、計画の策定にあたっては、2 市 2 町（旧西条市、旧東予市、旧丹原町、旧小松町）の総合計画をはじめ、国、県及び上位計画との整合を図りながら、合併協議会並びに地域審議会などを通じ、当時の住民の意向を踏まえた上で策定されています。

✓ 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための「基本方針」や、その基本方針を実現するための「主要施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」で構成されています。

✓ 計画を再改定する背景

本計画の期間は、当初、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 カ年度を計画期間としておりました。しかし、合併特例債の発行期限が延長されたことに伴い、平成 26 年 12 月に計画期間を平成 31 年度まで 5 年間延長する改定を行いました。

今回、国が合併特例債の発行期限をさらに 5 年間延長しましたので、合併特例債を有効に活用する目的から、令和 6 年度まで計画期間をさらに 5 年間延長する再改定を行いました。